個人データに関する国際的なデータ流通の 枠組みに係る進捗について

令和2年12月25日 個人情報保護委員会事務局

OECDプライバシーガイドラインに関する取組

グローバルスタンダードとしてのOECDプライバシーガイドライン

- ✓ 世界中の個人情報保護政策の基礎・原則となっている
- ✓ 国内適用における基本原則、国際的適用における基本原則(自由な流通と合法的制限)等





個人情報保護を取り巻く新たなリスクの考慮

- ✓ データローカライゼーション
- ✓ 無制限なガバメントアクセス

OECDプライバシーガイドラインのレビュー

- ✓ 2019年11月、OECDデータガバナンス・プライバシー作業部会(WPDGP)において、<u>上記のリスクをOECDプライバシーガイドラインのレビュープロセスで議論すべき旨を日本から提案</u>し、それ以来、専門家等を交え、継続的に議論してきた
- ✓ レビュープロセス自体は当該レビューの報告書の採択をもって来年早期に完了となる見込みであるが、両論点につき、 引き続き議論される予定であり、特に、ガバメントアクセスに係る論点については、WPDGPの親委員会であるデジタ ル経済政策委員会(CDEP)に場を移して議論を継続することとなっている(注)
- ✓ **2020年12月22日**、CDEPが、ガバメントアクセスに係る論点について、これまでの経緯や今後の議論の進め方等について記載した、**CDEP声明「民間セクターの保有する個人データへのガバメントアクセス」**を公表した
 - (注) データローカライゼーションに係る論点については、WPDGPで引き続き議論される見込み

CDEP声明「民間セクターの保有する個人データへのガバメントアクセス」のポイント

- データガバナンス・プライバシー作業部会は、OECDプライバシーガイドラインのレビュープロセスにおいて、制約がなく、かつ、比例的でない、民間セクターの保有する個人データへのガバメントアクセスを、データガバナンスや個人の権利保護にとって重要な問題であり、また、信頼性の確保された自由なデータ流通を可能とすることに対する潜在的な障壁であると特定した。
- デジタル経済がグローバルにつながっていることに鑑み、デジタル経済政策委員会は、<u>信頼性を確保できない</u>、 すなわち、民間セクターの保有する個人データへ強制的にアクセスする政府による、制約のない、非合理的な、 あるいは比例的でない要請を通じた、<u>政府のプラクティスについて懸念を提起</u>した。また、当該委員会は、<u>個人</u> データへの信頼性の確保されたガバメントアクセスに関する共通の原則が存在しないことが、結果的に経済へ の悪影響をもたらす、データ流通への過度な制限につながりうることについて懸念を提起した。
- 当該委員会は、民間セクターの保有する個人データへの信頼性の確保されたガバメントアクセスに向けた作業が、更なる国際的な協働を必要とする**緊急性の高い優先事項**であると結論づけた。
- 当該委員会は、OECD加盟国のガバメントアクセスに係るアプローチへの理解を深めるため、また、優先事項として、民間セクターの保有する個人データへの信頼性の確保されたガバメントアクセスに係る高次の原則又は政策的なガイダンスを提示する規範となるものを策定する可能性を精査するため、更なる作業を行うことを決定した。当該作業により、OECD加盟国から集められ、精緻化されるであろう、共通で首尾一貫したグッドプラクティスや法的保証には、以下の事項に関連する保護措置が含まれうる。
 - 政府が個人データへ強制的にアクセスしうる法的根拠;アクセスが正当な目的を満たすとともに、合理的かつ比例的な方法で実行されるという要請;透明性;ガバメントアクセスへの認可及び制約;機密性、完全性、可用性といった保護措置を含む、取得された個人データの取扱いに関する制限;独立した監督;効果的な救済
- 当該委員会は、法執行機関や国家安全保障機関を含む、<u>政府の代表者から構成される**ドラフティング・グ**ループを招集することに合意</u>した。当該ドラフティング・グループは、**2021年早期に作業を開始**し、当該委員会が、他の関係するOECDの委員会と協議しつつ、更なる作業の精緻化を行うとともに、その後できる限り早く理事会へ上程することを目的として、当該委員会の検討に向けた**提案書を策定**する。